



令和7年度版

福井市

ひとり親家庭のしおり

母子・父子家庭、寡婦のみなさんにご利用いただける
福祉の制度や相談窓口をご紹介します。

●しおりをご覧になる方へ●

このしおりは、福井市にお住まいの方を対象としたものです。

各種給付・貸付を申請中又は受給中に福井市外に転居されますと、給付・貸付を受けられなくなったり、金額の一部を返還していただいたりする場合がありますので、ご注意ください。

支給制度等については、対象者からの申請が必要となります。

制度内容や手当額は 令和7年4月1日 現在 のものです（一部随時更新済）。

以後変更となる場合がありますので、ご留意ください。

もくじ Contents

1. 手当等のこと

児童扶養手当	1
児童手当	2
ひとり親家庭等医療費等助成制度	2
子ども医療費助成制度	3
各種年金	4
母子父子寡婦福祉資金貸付	5

2. くらしのこと

日常生活支援	6
すみずみ子育てサポート	7
一時預かり	7
病児保育	7
子育て支援短期利用	7
放課後児童健全育成	8

3. しごとのこと

高等学校卒業程度認定試験合格支援	9
自立支援教育訓練給付金	10
高等職業訓練促進給付金等	12
ひとり親家庭職業訓練資金貸付事業	12
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	13

4. 子どもの教育のこと

子どものまなび支援	14
小中学校の就学援助	14
高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金	15
扶養する子ども2人以上の世帯の	16
高等学校等授業料減免制度	
高校生等奨学給付金 他	16
その他奨学金等	18

5. その他支援

6. 各種相談

☆おまけ☆ 自分のライフプラン



手当等のこと

手当や医療費助成など、いろいろな補助を受けることができます。
支給要件など、詳しくは各受付窓口等へ相談してください。



■ 児童扶養手当（※所得制限があります）

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）
がいるひとり親家庭の親、または、父母の代わりにその児童を養育している方に支給される手当です。

- ◆対 象 次のいずれかの状態にある児童を養育している父または母あるいは養育者
- （ア）父母が婚姻を解消した児童
 - （イ）父または母が死亡、または生死不明である児童
 - （ウ）父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
 - （エ）父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - （オ）父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - （カ）父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - （キ）婚姻によらないで生まれた児童、またはそれに該当するか明らかでない児童

- ◆支給制限 次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。
- （ア）請求者および同居の家族の方の前年所得が一定額以上あるとき
 - （イ）里親に委託されたとき
 - （ウ）児童が児童福祉施設に入所したとき（母子生活支援施設を除く）
 - （エ）請求者および児童が公的年金を受けられることができるとき
 - （オ）児童が父または母に支給される公的年金の額の加算対象となっているとき
 - （カ）児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されている、もしくは生計を同じくしているとき
- ※（エ）、（オ）に該当する場合でも、公的年金額が手当額より低いときは、差額を支給される場合があります。

支給時期	手当額（児童1人あたり／月額）		所得制限	申請時期
	第1子	第2子以降		
5・7・9・11・1・3月 奇数月（年6回）に 各2か月分	46,690～ 11,010 円	11,030～ 5,520 円	有り	随時

○●受付窓口 こども政策課（20-5412）

■ 児童手当（※すべての家庭が対象です）

日本国内で高校修了前（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童を養育する保護者に支給される手当です。児童扶養手当と兼ねて受給できます。（児童が施設に入所している場合や里親に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給されます。）

支給時期	手当額（児童1人あたり／月額）	
	児童年齢	児童手当額
毎年 4月、6月、8月、 10月、12月、2月	3歳未満	15,000 円 (第3子以降※は 30,000 円)
	3歳以上 高校修了前	10,000 円 (第3子以降※は 30,000 円)

※「第3子以降」とは、大学生年代（22歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の養育しているお子様のうち、年長から順に数えて3番目以降をいいます。

○●受付窓口 こども政策課（20-5412） ※公務員の場合は、勤務先に問い合わせください。

■ ひとり親家庭等医療費等助成制度（※所得制限があります。基準は児童扶養手当と同じ）

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親とその児童に対して、医療費等の一部が助成されます。ただし、国民健康保険等の各種医療保険に加入している方。

◆対 象 次のいずれかに該当する方

- （ア）20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親およびその児童
- （イ）父母のいない20歳未満の児童およびその養育者（養育者家庭）

◆要 件 次のいずれかに該当する「20歳未満の児童」を、母、父または養育者が監護等をしていること。

- （ア）父母が婚姻を解消した児童
 - （イ）父または母が死亡、または生死不明である児童
 - （ウ）父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
 - （エ）父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - （オ）父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - （カ）父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - （キ）婚姻によらないで生まれた児童、またはそれに該当するか明らかなでない児童
- ※ただし、所得制限等の条件により、受けられない場合もあります。

◆対象となる
医療費

- （ア）保険が適用される診療等の一部負担金（総医療費の2割または3割）
 - （イ）入院時の食事療養費標準負担金
 - （ウ）医師の診断に基づき装着した治療用補装具費用の一部 など
- ※保険適用外の診療については、対象になりません

◆受給資格

① 福井市へ受給資格登録

助成を受けるためには、福井市での受給資格登録が必要です。

(他市町から福井市に転入した際には、新たに申請が必要です。)

※また、ひとり親家庭になった理由によって提出書類が異なりますので、窓口までお早めにご相談ください。

② 「受給者証」の受取

受給資格登録後、「受給者証」を送付します。

「受給者証」を、県内医療機関で診療ごとに提示すると、0歳～高校3年生までの児童は支払いが無料になります。

注意！

19歳以上の方(児童および親)は、各医療機関の窓口で「受給者証」を提示した上で、保険診療分の医療費をお支払いください。(後日、指定口座に振り込みます。)

③ 「受給者証」の更新

毎年更新手続きが必要です。

更新通知を受け取ったときは、通知内容をよくご確認の上、手続きにお越しく下さい。

④ その他

加入健康保険や住所など、家庭環境が変わったときは、必ず下記受付窓口までご連絡ください。



○●受付窓口 こども政策課 (20-5412)

■ 子ども医療費助成制度

高校3年生相当(18歳になって最初の3月31日)までの児童の医療費の一部が助成されます。ただし、国民健康保険等の各種医療保険に加入している方。

◆対 象 福井市に住居登録があり、健康保険に加入している高校3年生相当(18歳になって最初の3月31日)までの児童

【助成対象とならない児童】

- (ア) 健康保険に加入していない児童
- (イ) ひとり親家庭等医療、重度障がい者(児)医療費等の助成を受けている児童
- (ウ) 生活保護を受けている児童
- (エ) 児童福祉施設(乳児院など)に入所している児童

◆対象となる (ア) 保険が適用される診療等の一部負担金(総医療費の2割または3割)

医療費 (イ) 入院時の食事療養費標準負担金

(ウ) 医師の診断に基づき装着した治療用補装具費用の一部 など

※保険適用外の診療については、対象になりません

◆受給資格 ① 福井市へ受給資格登録

助成を受けるためには、福井市での受給資格登録が必要です。
(他市町から福井市に転入した際には、新たに申請が必要です。)

② 「受給者証」の受取

受給資格登録後、「受給者証」をお渡しします。

「受給者証」を、県内医療機関で診療ごとに提示すると、保険診療分の医療費が助成され、窓口での支払いが無料になります。

③ その他

児童の加入健康保険や住所など、家庭環境が変わったときは、必ず下記受付窓口までご連絡ください。

○●受付窓口 こども政策課 (20-5412)

■ 遺族基礎年金

国民年金の被保険者または被保険者であった方で一定の保険料納付期間のある方(免除期間等を含む。)が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のある配偶者または子に、子が18歳(障害年金の障害等級1級または2級の場合は20歳)になった年度末まで支給されます。(注)障害者手帳の等級とは基準が違います。

○●受付窓口 保険年金課 (20-5476)
福井年金事務所※ (23-4518 音声案内後①→②)

■ 遺族厚生年金

厚生年金、各種共済組合の被保険者または被保険者であった方で一定の保険料納付期間のある方(免除期間等を含む。)が死亡したとき、その方に生計を維持されていた遺族に支給されます。

○●受付窓口 福井年金事務所※ (23-4518 音声案内後①→②)
共済組合期間のみの場合には、各共済組合にお問い合わせください。

■ 離婚時の年金分割

離婚等をした場合に、婚姻期間中の厚生年金(共済組合)の記録を分割することができる制度です。
ただし、年金分割の申請期限は、離婚日の翌日から起算して2年以内です。

○●受付窓口 福井年金事務所※ (23-4518 音声案内後①→②)
共済組合期間のみの場合には、各共済組合にお問い合わせください。

※年金事務所にて相談を希望される場合には、予約相談をご利用ください。
予約相談の受付は「予約受付専用電話」(0570-05-4890)で行っています。

■ 母子父子寡婦福祉資金貸付

生活の安定と児童の健やかな育成を支援するため、ひとり親家庭および寡婦に対し、各種資金の貸付を行っています。(※1)

◆対象者 次のいずれかに該当する方

[借受人] (ア) ひとり親家庭の母、父で現に児童を扶養しているもの、またはその扶養されている児童
(イ) 寡婦またはその扶養されている子
(ウ) その他
(40歳以上の配偶者のいない女子・母子父子福祉団体・父母のいない児童)

【母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧】

資金の種類	対象者（借受人）	貸付金額の限度額	据置期間	償還期限	利子	
事業開始資金	●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦 ●母子・父子福祉団体	3,580,000 円 (団体 5,370,000 円)	1 年	7 年以内	無利子(※3)	
事業継続資金		1,790,000 円	6 か月	7 年以内		
修学資金	●母子家庭の母 父子家庭の父 ●母子家庭の母または 父子家庭の父に扶養 されている児童 ●寡婦 ●寡婦に扶養されてい る子 ●父母のいない児童	学校の種類により 月額 27,000 円～月額 146,000 円 (大学院は月額 183,000 円)	卒業後 6 か月	20 年以内		
修業資金		月額 68,000 円(※2)	知識技能習得後 1 年	20 年以内		
就学支度資金		学校の種類により 64,300 円～590,000 円	卒業後 6 か月	20 年以内		
		282,000 円	卒業後 6 か月	5 年以内 (専修一般課程、 修業施設)		
技能習得資金		●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦	月額 68,000 円(※2)	知識技能習得後 1 年		20 年以内
医療介護資金	340,000 円(※2)		医療介護終了後 6 か月	5 年以内		
生活資金	月額 114,000 円		医療又は介護終了 後又は生活安定期 間の貸付若しくは失 業中の貸付期間終 了後 6 か月	8 年以内 (生活安定期間) 5 年以内 (医療介護) 5 年以内(失業)		
	月額 141,000 円		知識技能習得後 6 か月	20 年以内 (技能習得期間)		
	児童扶養手当に準拠した額(家計急変者)		6 か月	10 年以内		
	住宅資金		1,500,000 円(※2)	6 か月		6 年以内
転宅資金	260,000 円		6 か月	3 年以内		
就職支度資金	●母子家庭の母 父子家庭の父 ●母子家庭の母または 父子家庭の父に扶養 されている児童 ●寡婦 ●父母のいない児童		110,000 円(※2)	1 年		6 年以内
結婚資金	(子が結婚する際) ●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦	330,000 円	6 か月	5 年以内		

(※1)ただし、貸付は条件等により、受けられない場合があります。

(※2)特に必要と認められる場合、限度額の増額があります。

(※3)修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金以外については、条件によって有利子(1%)です。

○●受付窓口 女性支援室(20-5140)

くらしのこと



一時的な生活援助や保育サービスが必要な場合の支援など、ひとり親家庭生活を支える、いろいろな援助を受けることができます。

■ ひとり親家庭等の日常生活支援

ひとり親家庭・寡婦家庭が、下記のような事由により日常生活を営むことが難しい場合に、その生活を支援する者を派遣し、一時的に生活援助や子育て支援を行います。

◆対 象 次のすべてに該当する方

- (ア) ひとり親家庭、又は、寡婦家庭であること
 - (イ) 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成を受給していること
- ※児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費等助成の受給者でない場合、ひとり親家庭・寡婦家庭の認定を受ける必要があります。認定には数日かかります。

■ 認定について…福井市 女性支援室 TEL:20-5140

◆事 由 次のいずれかの事由によること

- (ア) 社会的事由(疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事の参加等)
- (イ) 自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動、仕事等)
- (ウ) 生活環境の激変(離婚等)

◆支援内容 ① 生活援助

家庭の居宅における、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品の買い物、乳幼児の保育

② 子育て支援

子育て支援実施場所における乳幼児の保育

◆利 用 ◎ 利用回数 4回／月(同一家庭において)

◆実施場所・ 申し込み先

実施場所	利用可能日時	申し込み先
の〜び・のび 【生後6か月から小3まで】	月水木日 9:00～18:00 金・土 9:00～20:00 (祝日も開所)	の〜び・のび 福井市中央 1-2-1 ハピリン 2 階 ☎ 0776-24-3715
ひだまりの家 【生後6か月から就学前まで】	月～土 8:30～17:30 (祝日除く)	ひだまりの家 福井市大宮 2-18-25 ☎ 0776-26-5478
派遣を受けるものの居宅	月～金 9:00～17:00	福井市シルバー人材センター 福井市文京 1-26-10 ワーク・プラザ内 ☎ 0776-27-0801

■ すみずみ子育てサポート

通院、看護、冠婚葬祭、就職活動、行事参加など社会的にやむを得ない事由により、家庭で一時的にお子さん(小学3年生以下)を養育できない場合に、認可外保育施設における一時預かりや、家庭での生活支援(食事の用意、買い物、洗濯、掃除)など、きめ細かなサービスを提供します。

○●受付窓口 こども政策課(20-5412)

■ 一時預かり

一時的に家庭での保育が困難になったときに、保育園・認定こども園でお子さんをお預かりする制度です。利用できる条件や時間があります。また、料金が発生します。

○●受付窓口 こども保育課(20-5270)

■ 病児保育

保育園等には預けられない病気治療中(病児保育)のお子さんや病気回復期(病後児保育)のお子さんと、保護者が仕事の都合等で休めないときに病児保育施設でお預かりするサービスです。

児童扶養手当受給世帯又はひとり親家庭等医療費等受給世帯については、利用料の助成があります。

○●受付窓口 こども政策課(20-5412)

■ 子育て支援短期利用

<ショートステイ(宿泊、日帰り)>

保護者が病気や出産、冠婚葬祭などで家庭での養育ができないときに、児童養護施設などで一時的にお子さんを預かります。

<トワイライトステイ(夜間預かり)>

保護者の仕事またはその他の理由により家庭での養育ができないときに、児童養護施設などで夕方から夜にかけてお子さんを預かります。

※児童扶養手当受給世帯又はひとり親家庭等医療費等受給世帯については、利用料の助成があります。

○●受付窓口 こども家庭センター(20-5337)

福井市ホームページ



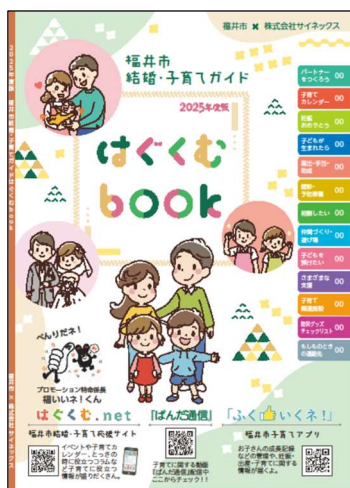
■ 放課後児童育成

保護者が共働きなどのため、家に帰っても誰もいない小学生の健全育成を図るため、児童館や児童クラブなどで留守家庭の小学生に遊びや生活の場を提供しています。

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度の対象となる世帯については、学童保育事業者に支払った利用料の一部を助成しています。

○●受付窓口 こども育成課（20-5566）

7～8 ページの詳しい内容は、福井市結婚・子育てガイドブック「はぐくむ book」または「はぐくむネット」をご覧ください。



はぐくむネット



しごとのこと



収入や雇用の安定を図るための親の学び直しや専門的な資格取得のための様々な支援や就業相談などを受けることができます。

■ 高等学校卒業程度認定試験合格支援

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または子(20歳未満)が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対策講座を受講する費用の一部を支給します。

◆対象 次のすべてに該当する方

- (ア) 20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親およびその児童
 - (イ) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
 - (ウ) 大学入学資格を取得していないこと
 - (エ) 高等学校等就学支援金制度の支給対象とならないこと
 - (オ) 過去に本事業の給付金の受給をしていないこと
 - (カ) 福井市に住民登録があること
 - (キ) 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)を策定された方
- ※面接の上、策定します。

◆支給額

通学(通信併用を含む)の場合

① 受講開始時給付金	受講費用の4割(上限20万円) ※4,000円を超えない場合は支給しない
② 受講修了時給付金	受講費用の1割(①と合わせた上限25万円) ※4,000円を超えない場合は支給しない
③ 合格時給付金※	受講費用の1割 (①②との合算上限30万円)

※受講修了日から2年以内に全科目合格した場合に支給

通信制の場合

① 受講開始時給付金	受講費用の4割(上限10万円) ※4,000円を超えない場合は支給しない
② 受講修了時給付金	受講費用の1割(①と合わせた上限12万5千円) ※4,000円を超えない場合は支給しない
③ 合格時給付金※	受講費用の1割 (①②との合算上限15万円)

※受講修了日から2年以内に全科目合格した場合に支給

- #### ◆その他
- 事前に受講対象講座の指定を受ける必要があります。
必ず事前にご相談ください。

○●受付窓口 女性支援室(20-5140)

■ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親の就業を支援するため、就業に結びつきやすい教育訓練等を受講し、修了した場合に、受講費の一部を支給します。

- ◆対 象 次のすべてに該当するひとり親家庭の親
- (ア) 20 歳未満の子どもを扶養していること
 - (イ) 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること
 - (ウ) 過去に本事業の給付金の受給をしていないこと
 - (エ) 福井市に住民登録があること
 - (オ) 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)を策定された方
- ※面接の上、策定します。
- ◆講 座
- ◎ 雇用保険制度の一般教育訓練の指定教育訓練講座等
(原則、1 か月以上 1 年以内の講座)
例: 介護職員初任者研修、介護技術講習会、医療事務、など
 - ◎ 雇用保険制度の特定一般教育訓練の指定教育訓練講座等
(厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期キャリア形成に資する教育訓練)
例: IT 資格取得目標講座、公的職業資格の養成課程(短期)、特定行為研修、など
 - ◎ 雇用保険制度の専門実践教育訓練の指定教育訓練講座等
(業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程等)
例: 助産師、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、など
- ◆支給額 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることが
- ◎ できない方
 - 一般及び特定一般教育訓練給付金
対象講座の受講料に対して、最大で 33 万 4 千円
 - 専門実践教育訓練給付金
対象講座の受講料に対して、最大で 66 万 8 千円×修学年数(最長 4 年まで)
※いずれも、対象講座の受講料が 2 万円を超えない場合は支給しない
 - ◎ できる方
上記の金額から、雇用保険制度から支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ◆その他 事前に受講対象講座の指定を受ける必要があります。
必ず事前にご相談ください。

○●受付窓口 女性支援室(20-5140)



■ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)又は被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが支払った教育訓練経費の一部を助成します。

※詳しくは、受付窓口までご連絡ください。

○●受付窓口 ハローワーク福井 雇用保険給付課 (52-8152)

■ 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金

一般教育訓練給付金の中でも、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を受講し、修了等した場合に、本人自らが支払った教育訓練経費の一部を助成します。

公的職業資格の養成課程(短期)、IT資格取得目標講座(ITSSL2以上)、ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座、文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム、などが対象です。

○●受付窓口 ハローワーク福井 雇用保険給付課 (52-8152)

■ 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、仕事のスキルアップや資格取得を目指す人の雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

「専門実践教育訓練給付金」と「教育訓練支援給付金」の2種類があります。

● 専門実践教育訓練給付金

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)、又は被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが支払った教育訓練経費の一部を助成します。

● 教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の日額の6割に相当する額(※)を支給します。

※専門実践教育訓練を受講開始した日によって割合が異なります。

○●受付窓口 ハローワーク福井 雇用保険給付課 (52-8152)

■ 高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の親が、専門的な資格取得のため修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金を支給します。また、修了後には、修了支援給付金を支給します。

- ◆対 象 次のすべてに該当するひとり親家庭の親
- (ア) 20 歳未満の子どもを扶養していること
 - (イ) 児童扶養手当の支給を受けている者、又は、同等の所得水準にあること
(所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り、引き続き対象とします。)
 - (ウ) 養成機関において 6 月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
 - (エ) 仕事または育児と修業の両立が困難であること
 - (オ) 過去に本事業の給付金の受給をしていないこと
 - (カ) 福井市に住民登録があること

- ◆資 格 就職に有利になり、かつ養成機関においてカリキュラムの修業が 6 月以上必要とされている専門的な資格
(雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座)
例: 看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士 など

◆種類・ 支給額・ 期間	種類	支給額	期間
	高等職業訓練促進給付金	市民税非課税世帯 月額 100,000 円	修業期間の 全期間 (上限 48 か月)
		市民税課税世帯 月額 70,500 円	
		※最終学年は 4 万円増額	
	種類	支給額	期間
	修了支援給付金	市民税非課税世帯 50,000 円	修了日の 翌日以降
		市民税課税世帯 25,000 円	

※支給申請には期限があります。

- ◆その他 講座を受講する前に、事前相談を受ける必要があります。
支給対象になるかどうかなど、必ず事前にご相談ください。

○●受付窓口 女性支援室 (20-5140)

■ ひとり親家庭職業訓練資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を受給して養成機関に在学しているひとり親家庭の親に対し、「入学準備金」や「就職準備金」を貸し付けます。

- ◆対 象
- 《入学準備金》当該年度に、上記「高等職業訓練促進給付金」の支給を受け養成機関に入学した、県内に住民登録をしている者
 - 《就職準備金》「高等職業訓練促進給付金」の支給を受け養成機関の課程を修了し、かつ資格取得日から 1 年以内に就職した者で県内に住民登録をしている者

◆貸付額

種類	貸付額
入学準備金	上限 500,000 円
就職準備金	上限 200,000 円

※先着順となります。

- ◆貸付利子
- ・ 利子は連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、立てない場合履行猶予期間経過後は年1%の利率となります。
 - ・ 「貸付金の返還」の事由に該当し、返還期間を過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

- ◆返還の免除
- 養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、福井県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事(1週間の所定労働時間が20時間以上とする。)したときは、貸付金の返還が免除されます。

- ◆その他
- 支給対象になるかどうかなど、必ず事前にご相談ください。

○●受付窓口 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 (24-4987)

■ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、「住宅支援資金」を貸し付けます。

- ◆対象者
- 次の要件をすべて満たすひとり親家庭の親
- (ア) 福井県内に住民登録をしている方
 - (イ) 児童扶養手当受給相当(ただし所得水準を超過した場合でも、1年以内であれば対象とする。)であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方。

- ◆貸付額
- 自らが借り受け入居している住宅の家賃(管理費および共益費を含む)の実費(上限7万円)
- 貸付期間 12か月
- 利子 無利子

- ◆返還の免除
- 貸付を受けた日から1年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職、または既に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続したときは、借りた資金の返済が免除されます。

- ◆その他
- 住宅支援金の貸付を希望する方は、プログラム策定機関を経由して申請書を提出してください。

○●問い合わせ先 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 (24-4987)

○●プログラム策定機関 福井県母子家庭等就業・自立支援センター (21-0733)

■ 就業支援講習会

パソコン講習・介護研修など、就職に有利な資格を取得するための受講料無料の講習会です。託児サービスもあります。(テキスト代や教材費などは自己負担です)

○●受付窓口 福井県母子家庭等就業・自立支援センター (21-0733)

子どもの教育のこと



お子さんの学習の支援や進学に際しての奨学金など、
お子さんの教育に関する様々な支援を受けることができます。

■ 子どものまなび支援（学習支援）

日常的な家庭学習の悩みを抱えている子どもの学習支援や日常生活習慣の形成や社会性の育成を行うための居場所づくりなど、子どものまなびを支援しています。

※学習塾ではありません。学校の宿題や教科書のわからないところなどをボランティアの先生がサポートします。

◆対 象 家庭学習を支援してほしい小中学生

◆参加方法 参加申込書を下記受付窓口までご提出ください。
日時や場所をお伝えいたします。（年末年始は開催しておりません。）

◆参 加 費 無料

◆持 ち 物 文房具、学校の宿題や教科書

◆注意事項 ※ 会場までの行き来は、各自でお願いします。
※ 各会場とも、定員は 10 名程度です。定員に達した場合は、ご希望に添えない場合があります。

○●受付窓口 女性支援室（20-5140）

■ 小中学校の就学援助

義務教育が円滑に受けられるように、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要となる費用の一部を援助します。

◆対 象 市内に住民登録がある、または市内の小中学校に通学する児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する者

（ア）生活保護に準ずる程度に困窮していると福井市教育委員会が認める者

（イ）最近、生活状態が急変し、困窮するようになった者

◆支給内容	◎ 学用品費(定額)	◎ 通学費(遠距離通学者のみ)
	◎ 新入学児童生徒学用品費(定額)	◎ 学校給食費
	◎ 校外活動費(限度額あり)	◎ 医療費、通院費(距離に制限あり)
	◎ 修学旅行費(対象費目に制限あり)	◎ PTA会費(限度額あり)
	◎ 体育実技用具費(用具に限定あり)	

※市内に住民登録がない場合や、福井市立でない小中学校に通学している場合は、支給内容が異なります。

◆注意事項 ※ 各学校への申請が必要です。
※ 学校に申請した月から援助の対象となります。（月割りで支給します。）
※ 新入学学用品については、入学前に支給することができます。

申請方法等詳しくはお問合せください。

- ※ 年度途中に市外に転出した場合や、婚姻・同居等により家族構成が変わった場合は、援助費を返還していただく場合がありますのでご了承ください。
- ※ 虚偽・不正の申請をして認定された場合や援助費を目的外に使用した場合は、認定を取り消し援助費の返還をしていただくことになりますのでご注意ください。

○●受付窓口 学校教育課（20-5350）

■ 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金

教育費の負担軽減を図るため、授業料を支援する国の制度です。

◆受給資格 次のすべてに該当する者

- (ア) 高校等(高専、高等専修学校等を含む)に在学する者
 - (イ) 日本国内に住所を有する者
 - (ウ) **就学支援金** : (課税標準額) × 6% - (市町村民税の調整控除額) が 30 万 4,200 円未満の世帯であること
(年収目安 約 910 万円未満の世帯)
 - 臨時支援金** : (課税標準額) × 6% - (市町村民税の調整控除額) が 30 万 4,200 円以上の世帯であること
(年収目安 約 910 万円以上の世帯)
- ※上限: 年額 11 万 8,800 円

◎ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外

- (ア) 高校等(修業年限が 3 年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
- (イ) 高校等に在学した期間が通算 36 月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた者

◆申請方法 在籍する学校に申請してください。

◆支給方法 学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。

◆注意事項 ※ 生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

○●受付窓口 公立高校等 福井県 教職員課 (20-0563)
私立高校等 福井県 大学私学課 (20-0248)
在籍している学校等



■ 扶養する子ども2人以上の世帯の高等学校等授業料減免制度

教育費の負担軽減を図るため、授業料を支援する県の制度です。

- ◆対 象 収入要件により国の高等学校等就学支援金(上記の制度)の対象にならない世帯のうち、扶養する子どもが2人以上いる世帯の生徒
- ◆申請方法 在籍する学校に申請してください。
- ◆注意事項 ※ 生徒や保護者が直接受け取るものではなく、学校設置者が授業料を減免します。

○●受付窓口 私立高校等 福井県 大学私学課 (20-0248)
在籍している学校等

■ 高校生等奨学給付金

全ての「学びたい」という意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費(※支給内容を参照)負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う国の制度です。

- ◆対 象 次のすべてに該当する保護者
 - (ア) 高校等に在学する生徒がいる者
 - (イ) 県内に居住し、かつ、住所を有する者
 - (ウ) 生活保護世帯、または、住民税所得割額が非課税世帯である者

- ◆支給内容 授業料以外の教育費

◎ 教科書費	◎ 通学用品費	◎ PTA 会費
◎ 教材費	◎ 教科外活動費	◎ 入学学用品費
◎ 学用品費	◎ 生徒会費	◎ 修学旅行費 など

- ◆注意事項 ※国公立の高校等と私立の高校等で申請先、申請方法が異なります。

○●受付窓口 公立高校等 福井県 教職員課 (20-0563)
私立高校等 福井県 大学私学課 (20-0248)
在籍している学校等

■ 福井県さばう応援奨学金

この奨学金は、将来の福井を担う人材の育成を図ることを目的に創設された、高等学校等に進学予定の方を対象とした返還不要の給付型奨学金です。自分の夢や希望を実現するために、学習やスポーツ・文化活動に積極的に取り組み、将来福井に住んで活躍したいという意欲に満ちた方を応援します。

- 受付窓口 在学している中学校
- 相談窓口 福井県 高校教育課 (20-0568)

■ 福井県奨学金

この奨学金は、高等学校等へ進学の方で、経済的理由で学費の支払いが困難な、世帯収入が一定未満の家庭の生徒に奨学金を貸与します。卒業後は返還しなければなりません。

- 受付窓口 在学している高等学校
○●相談窓口 福井県 高校教育課（20-0568）

■ 福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金

県内外の大学等に在籍する学生や、大学等を卒業している市外在住者が、市内で定住し、市内の中小企業に就職した際に、奨学金の返還を支援します。（支援を受けるには、あらかじめ認定申請（事前登録）をする必要があります。対象となる要件など、詳しくは市HPをご確認ください。）

- 受付窓口 福井市 商工労政課（20-5325）

福井市ホームページ



■ 福井県U I ターン奨学金返還支援補助金

県外の大学等に在籍する学生等が、県内の対象となる業種および職種で就職及び定住した際に、奨学金の返還を支援します。（在学中に支援対象者として認定を受ける必要があります。対象となる業種・職種や奨学金の種類などがありますので、詳しくは県HPをご確認ください。）

- 受付窓口 福井県 定住促進課（20-0638）

福井県ホームページ



■ 福井県高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金

働きながら、県内に所在する高等学校の定時制または通信制の課程に在学し、勉学意欲がありながら経済的な理由により著しく修学が困難な生徒に、修学奨励金を無利子でお貸しします。また、卒業した場合は、貸し付けした修学奨励金の返還が免除されます。

- 受付窓口 在学している高等学校



4 子どもの教育のこと

■ その他奨学金等

名 称	内 容	問い合わせ先
日本学生支援機構奨学金	大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)・海外留学で学ぶために必要な費用を、学生本人に給付または貸与します。	在学している学校
国の教育ローン	大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)・海外留学で学ぶために必要な費用を融資します。	日本政策金融公庫 福井支店 (福井商工会議所ビル 1階)
あしなが育英会奨学金	配偶者が病気や災害、自死などで死別し、ひとり親家庭となった児童に、高校・大学・専門学校などで学ぶために必要な費用を貸与します。	在学している学校 または あしなが育英会
交通遺児育英会奨学金	交通事故により配偶者が亡くなり、ひとり親となった児童に、高校・大学などで学ぶために必要な費用を貸与します。	在学している学校 または 交通遺児育英会

※上記以外にも、さまざまな奨学金がございます。

在学している学校またはインターネット等でご確認ください。



その他支援



養育費に関する公正証書等作成への助成や
ランドセル提供事業など様々な角度からひとり親家庭を支援します。

■ 養育費に関する公正証書等作成促進補助金

継続した養育費の支払いを確保することで、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費に関する公正証書等の作成にかかった費用を補助します。

◆対 象 次のすべてに該当する方

- (ア) 児童扶養手当の支給を受けている者、又は、同等の所得水準にあること
- (イ) 養育費の取決めにかかる債務名義を有していること
- (ウ) 養育費の取決めの対象となる 20 歳未満の子どもを現に扶養していること
- (エ) 養育費の取決めにかかる費用を負担したこと
- (オ) 福井市に住民登録があること
- (カ) 同一の公正証書等で他の団体から補助金の交付を受けていないこと

◆対象となる
経費

- ◎ 公証人手数料に定められた公証人手数料
- ◎ 調停の申立てや裁判用の収入印紙代、戸籍謄本など添付書類費用、連絡用の切手郵送代

◆支給額 上限 3 万円

◆申請期限 公正証書を作成した日の属する年度末まで

○●受付窓口 女性支援室（20-5140）

■ ランドセルもらってんで事業

経済的負担を減らすために、使いおわって寄付していただいたランドセルを無料で譲渡します。

◆対 象 次のすべてに該当する方

- (ア) 福井市に住民登録があること
- (イ) 小学校へ 1 年以内に入学する予定がある又は既に通っている子どものいる家庭

◆その他 原則、1 家庭に対して 1 個のみの譲渡

○●受付窓口 女性支援室（20-5140）



各種相談

ひとり親家庭のさまざまな悩みや自立に向けた支援、子どもに関する気がかりなことや女性が抱えている様々な問題や悩みについて、専門の相談員が不安や悩みをサポートします。

■ 福井市 女性支援室 （福井市ひとり親家庭就業・自立支援センター）

生活上の問題、養育費の相場や取り決めに関すること、求職や転職など自立までの相談支援、資格取得のスキルアップなど、ひとり親家庭のさまざまな悩み相談や自立に向けた支援のほか、女性が抱えているさまざまな問題（結婚、離婚、配偶者暴力など）や悩みに関する相談を行っています。

内 容	受 付 時 間	お問い合わせ・予約
ひとり親家庭相談 （自立支援相談、 生活全般の悩み相談等）	月～金 8:30～17:00 （ただし、祝日・年末年始は休み）	TEL 0776-20-5140
女性相談 （離婚、配偶者暴力等）		

※オンラインでの相談も受け付けています。
詳しくはホームページをご覧ください。

福井市ホームページ



■ 福井市こども家庭センター「ふくっこ」（福井市健康管理センター内）

子どもに関する気がかりなこと、子育てについての不安や疑問など、さまざまな悩みについての相談を行っています。保健師、社会福祉士、心理士、保育士などが対応します。

内 容	受 付 時 間	お問い合わせ・予約
子どもに関する気がかりなことや 不安等の相談	月～金 8:30～17:15 （ただし、祝日・年末年始は休み）	TEL 0776-20-2905 ^{ふくっこ} （相談専用）

※こどもの悩みごとは、こども家庭センター分室（アオッサ 5 階）でも受け付けています。

受付時間：毎日（火曜を除く）9:00～18:00

お問い合わせ：20-1541（相談専用）



6 各種相談

■ 福井市 福祉総合相談室 よりそい（福井市 福祉政策課 内）

相談先がわからない福祉の相談、ひきこもりに関する相談、しごとや生活、住まいに困っていらっしゃる方の相談を、内容に応じて、窓口の相談員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

内 容			受 付 時 間	お問い合わせ
【福祉の総合相談】			月～金 8:30～ 17:15 (ただし、祝日・年末 年始は休み)	TEL0776-20-5580
【ひきこもり相談】				
【生活困窮の相談】	自立相談支援	生活困窮者に対し、生活や住まいに関する相談を受け、自立に向けた支援を行います。		
	住居確保給付金	離職等により、住居を失った方、または、失う恐れのある方に対し、就労に向けた活動を行うことなどを条件に、家賃相当額を補助します。		
	家計改善支援	自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成等、早期の生活再生に向けた支援を行います。		
	就労準備支援	就労支援を直ちに受けることが困難な方に、一般就労に向けた基礎能力向上の支援を行います。		
	居住支援	住居に関する不安を抱えた生活困窮者に対し、宿泊場所の提供、入居支援など、自立に向けた支援を行います。		

■ 福祉・就労支援コーナーふくい ハローワーク福井（福井市 生活支援課 横）

児童扶養手当、住居確保給付金、生活保護の受給者やなかなか就職が決まらず生活に困窮している方に、就労支援を行います。

内 容	受 付 時 間	お問い合わせ
① 求人情報の提供	月～金 8:45～ 17:00 (12時～13時をのぞく) 祝日・年末年始は休み	Tel 0776-97-9635
② 各種就労支援制度や助成金活用による就労支援		
③ 応募書類の作成支援(履歴書・職務経歴書)		
④ 職業訓練のご案内		
⑤ 就職後の定着支援		

例) Aさん親子の場合 親・子 5歳	就学前	小学校	中学校	高校	大学等
	保育園の保育料減免	就学援助	就学援助	○福井県高等学校等就学支援金	○国の教育ローン
	私立幼稚園の就園奨励費	(給食費・学用品等の補助)	(給食費・学用品等の補助)	○福井県高校生等臨時支援金	○日本学生支援機構
	← 児童手当 →			○福井県高校生等奨学給付金	○あしなが育英会奨学金
	← 児童扶養手当 →			○扶養する子ども2人以上の世帯 の高等学校等授業料減免制度	○交通遺児育英会奨学金
				○福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金	
				○福井県さばう応援奨学金	○福井県U・ターン奨学金返還支援補助金
				○福井県奨学金	○母子父子寡婦福祉資金貸付
		医療費等助成(20歳まで)		その他 各種奨学金	その他 各種奨学金

※ 各支援制度には利用条件や併用できないものがあります。

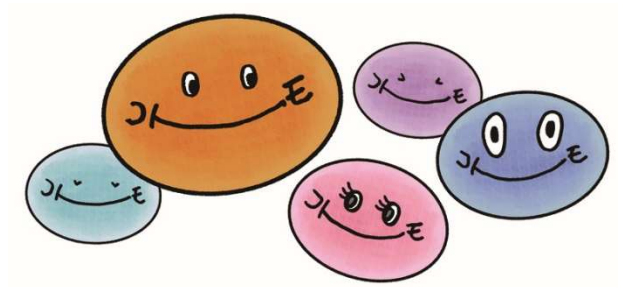
1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	11年後	12年後	13年後	14年後	15年後	16年後	17年後	18年後
保育料		小学校入学		中学校入学		高校入学		大学等入学									
私にかかるお金はこんな感じです		教材費、給食費、遠足、修学旅行 等		教材費、給食費、修学旅行費、部活動費 等		教材費、弁当代、修学旅行費、部活動、交通費 等		私立高校は合格発表後に入学金が必要なので準備しておきましょう。		大学は合格発表後に入学金・前期授業料を振り込むなど学校によって違うので調べておきましょう。							
【準備品】 ・園児服、体操服 ・雑費 等		【準備品】 ・制服、体操服 ・ランドセル、学用品 等		【準備品】 ・制服、体操服 ・カバン、学用品 等		【準備品】 ・受験料、入学金 ・制服、体操服 ・カバン、学用品 等		【準備品】 ・受験料、入学金・授業料・教材費 ・自宅以外の場合、家賃・生活用品等 ・生活費 等									

[illegible]

福井市 こども政策課 女性支援室(ひとり親家庭就業・自立支援センター)

〔所在〕〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

〔電話〕0776-20-5140 〔FAX〕0776-20-5735



こども家庭庁
「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」ロゴマーク